

新たな「家畜排せつ物法の利用を図るための基本方針」について

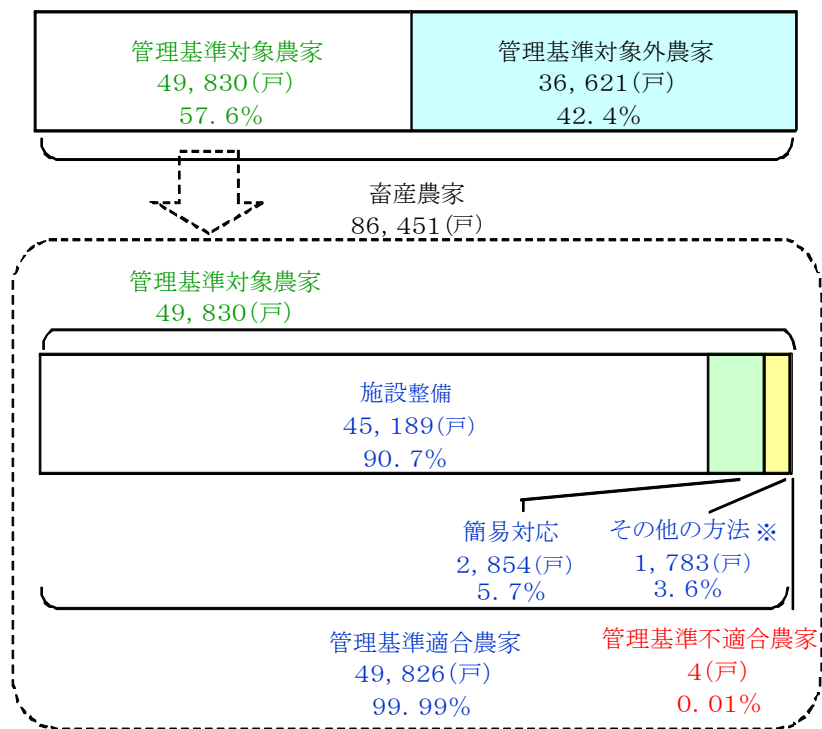
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課
畜産環境・経営安定対策室

中島 一憲

1. はじめに

我が国の畜産は、国民の食生活の高度化等を背景に大きく発展しましたが、飼養規模の拡大や地域における混住化の進展、国民の環境問題への関心の高まり等を背景に、畜産環境問題の解決を図るこ

とが我が国畜産の安定的、健全な発展にとって重要な課題であることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」という。)が平成11年7月に制定されました。



※:「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

図1 法施行状況調査(平成26年12月1日)結果の概要

一定規模以上の畜産農家(牛・馬:10頭以上、豚:100頭以上、鶏:2,000羽以上飼養)に対して、固形状の家畜排せつ物の管理施設は床を不浸透性材料で築造し適当な覆い及び側壁を設けること、液状の家畜排せつ物の管理施設は不浸透性材料で築造した貯留槽とすること等家畜排せつ物の適正な管理を定めた管理基準が適用されています。この管理基準の対象となる全国の畜産農家(49,830戸)のうち、約99.99%が管理基準に適合しています(平成26年12月現在)(図1)。

一方、家畜排せつ物は、土壌改良資材、肥料やエネルギー原料等としての利用価値が高い貴重なバイオマス資源であり、家畜排せつ物の利用を促進することが、循環型社会の構築に向け一層重要となっています。

2. 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の見直し

家畜排せつ物の利用の促進に当たっては、平成19年3月に平成27年度を目標とした「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき進められてきたところですが、畜産業や畜産環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、本年3月に平成37年度を目標とする新たな基本方針を策定しました(図2)。

今後、この新たな基本方針に示された施策の方向に従い、関係者一体となって、家畜排せつ物の利用の促進に取り組んで行くこととしています。

なお、今回の基本方針の見直しを受けて、今後、都道府県においても、平成37

年度を目標として、都道府県計画を見直すこととなっています。

(1) 基本方針見直しのポイント

近年の水田農業政策の見直し等による堆肥利用と組み合わせた耕畜連携や堆肥利用が困難な場合等におけるエネルギー利用が進展する一方で、混住化の進展等による畜産環境問題が深刻化し、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化が課題となっています。

このため、①地力増進及び資源循環を図るための堆肥化の推進、②家畜排せつ物の需給の不均衡の改善、売電による収益の改善、臭気対策等を図るためのエネルギー利用の推進、③適正な家畜の飼養管理や施設管理の徹底、施設の密閉性や堆肥生産、エネルギー利用の効率性を高めること等による畜産環境問題への対応の他、④家畜の飼養現場等に対する消費者等の理解醸成や家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化等をポイントとして見直しました。

以下、利用の促進に向けた基本的な方向等について示します。

① 家畜排せつ物の堆肥化の推進

まずは、地域内での利用を促進するため、地方自治体、生産者集団その他の関係者が、畜産クラスター(畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制)の仕組みの活用や、散布等負荷の軽減を目的とした外部化支援組織の活用等取組体制の構築により、畜産農家から耕種農家への堆肥の供給を推進することが重

要です。

また、需給に応じて、広域的な堆肥の流通を図るため、利用者ニーズを的確に把握しつつ、インターネット等を活用して供給可能量、堆肥成分等の情報を提供する体制を整備して行きます。

なお、処理高度化施設(堆肥化施設、成分分析装置、袋詰め装置、ペレット化装置、マニユアスプレッダー等)については、地域毎に、必要性や効果を十分に考慮した上で整備を推進します。

② 家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物が多量に発生する一方で、堆肥としての利用が進まない地域にあっては、需給の不均衡の改善、発酵槽や焼却炉において、密閉状態で処理することにより臭気を低減させ、また副産物の消化液等は良質な肥料となること等から、メタン発酵や焼却等による電気、熱等のエネルギー利用を一層推進します。

なお、平成24年7月から開始された、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の活用にあたっては、中期的な経営収支や原材料確保の見通し、地域の電力系統への接続状況等も考慮して推進することが重要です。

③ 畜産環境問題への対応

環境規制の強化、混住化の進展等による周辺住民の苦情の顕在化や深刻化に対応するため、専門家の助言を参考にしつつ処理高度化施設を整備することが重要です。

この場合、周辺住民との関係においては、処理施設の整備状況や整備に係る負担、畜産業の意義等を理解してもらうためにも、地方自治体等の第三者が参加する形で周辺住民と話し合う等、良好なコミュニケーションを図ることが有益です。

施設整備にあたっては、物質濃度規制に替えて、複合臭等に対応が可能な官能検査による臭気指数規制を導入する地方自治体が増加していることや、現在、畜産業から発生する污水には硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(700mg/L)が適用されているものの、将来的には一般排水基準(100mg/L)が適用される可能性も念頭に置いて対応することが重要です。

なお、特に地方自治体の判断により基準が設定される臭気規制をはじめとして、強化される環境規制について、地方自治体の畜産部局は、環境部局と連携し、適正な家畜の飼養管理や施設管理が図られるよう指導等を行うことが重要です。

(2) その他の事項

堆肥の利用など資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、地域で生産される堆肥を使用した地場農産物の学校給食への供給、酪農教育ファーム等の実施による消費者等の畜産業への理解醸

成を推進することが重要です。

また、家畜防疫の観点から、適切な堆肥化の徹底とともに堆肥等の運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能

性を考慮して、堆肥等の散逸防止、車両消毒、運搬ルート等の検討を総合的に推進することが重要です。

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向	
1 現状	(1) 適正管理 (2) 利用促進 (3) 新たな課題と動き
2 基本的な対応方向	(1) 家畜排せつ物の堆肥化の推進 (2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進 (3) 畜産環境問題への対応
3 対応の具体的方策	(1) 家畜排せつ物の堆肥化の推進 ア 堆肥の地域内での利用促進 イ 堆肥の広域的な流通の円滑化 (2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進 (3) 畜産環境問題への対応
第2 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項	
1 目標設定の基本的な考え方	
2 目標設定に当たり留意すべき事項	(1) 堆肥の利用拡大 (2) 家畜排せつ物のエネルギー利用 (3) 畜産環境対策の推進
第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項	
1 技術開発の促進	(1) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術 (2) 汚水処理技術 (3) 臭気低減技術
2 情報提供及び指導に係る体制の整備	
第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項	
1 消費者等の理解の醸成	
2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化	

図2 新たな基本方針の基本的な構成

3. 家畜排せつ物の利用の促進するための農林水産省の取組

農林水産省では、家畜排せつ物の利用等を促進するため、以下の取組を実施しています(図3)。

(1) 家畜排せつ物利用施設の整備等の支援

施設整備のための補助事業、税制優遇措置、制度資金による融資などの他、家畜排せつ物利用施設の整備コストを低減すべく、適切な建築コストを示したガイドラインの作成、経営実態や飼養管理方法に合った施設選定のためのガイドブックの作成等様々な支援を行っています。

このうち、平成27年度における施設整備の支援のための主な事業、税制優遇措置等を以下に紹介します。

① 畜産競争力強化整備事業

畜産農家、畜産関係者で組織する畜産クラスター協議会で策定する畜産クラスター計画において、地域の中心的经营体に位置づけられた者(畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織、個別経営体を含む。)の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備を支援するものです。家畜排せつ物処理施設(堆肥処理施設、汚水処理施設、脱臭施設)の整備には、施設の補改修も支援対象となります。

その他、畜産環境問題による農場移転に係る施設整備(移転に係る既存施設の撤去費用、引っ越し費用を除く)も支援対象となります(なお、収益力向上と規模拡大の取組は必須要件です)。

② 強い農業づくり交付金

畜産に起因する排水及び悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設・脱臭施設の新設を支援します。なお、原則として5戸以上の事業参加が必要であり、施設を共同利用することが事業実施の要件です。

③ 産地活性化総合対策事業のうち畜産経営環境調和推進支援事業

(株)日本政策金融公庫の畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設を整備する場合に利子相当額を助成します。(貸付当初から5年間分、上限2%)

※ 畜産経営環境調和推進資金

「処理高度化施設整備計画」等、都道府県知事承認を受けた者に対して、家畜排せつ物の管理の適正化・利用の促進のために必要な施設・機械の整備等に必要な資金を融資します。

④ 畜産環境整備リース事業

畜産農家が畜産環境問題等に適切に対応するため、家畜ふん尿処理施設等、飼料の給与等に係る機械・装置及び家畜飼養管理等施設等に必要な施設等を(一財)畜産環境整備機構が貸付ける事業です。なお、本年度から中古機械等も対象になりました。

⑤ 税制優遇措置(固定資産税)

汚水処理施設等公害防止関連施設について、課税標準の特例(原則2/3控除)を適用しています。

⑥ コストガイドラインの設定

堆肥舎等の整備における標準的な

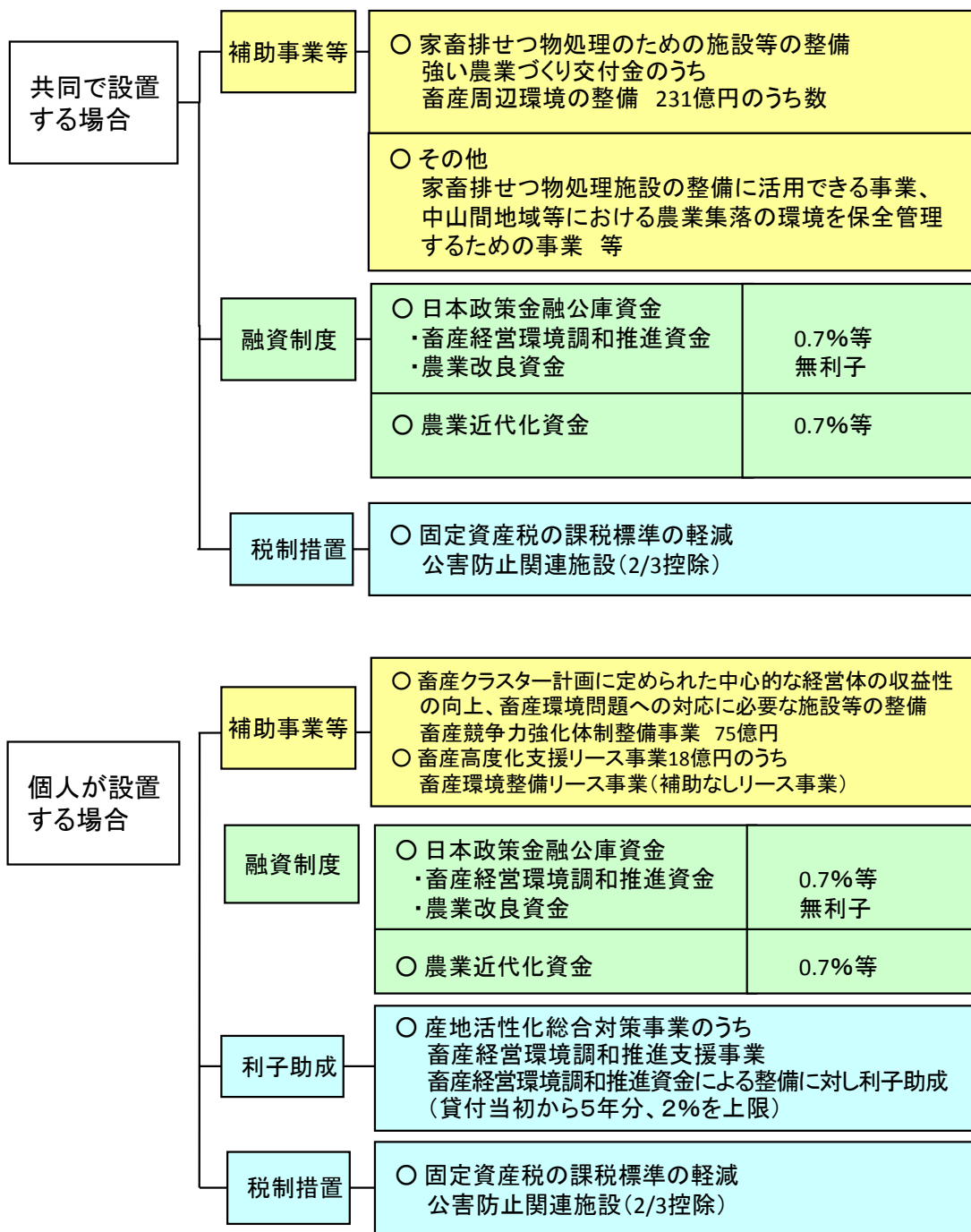


図3 家畜排せつ物処理・利用施設の整備のための各種支援策(平成27年度)

注)金額は平成26年度予算額。金利は平成27年度4月20日現在のもの。

建築単価(堆肥舎等建築コストガイドライン)を設定し(平成12年9月策定、平成27年2月改定)、施設の低コスト化を推進・指導する際の日安として提示しています(表1)。

(2) 技術研修

家畜排せつ物の利用の促進を中心とする畜産環境対策全般に関する指導や情報提供を行うため、以下の取組等を実施し

ます。

- ① 畜産農家に対し畜産環境対策や良質な堆肥生産等を指導する中央畜産技術研修会(畜産環境保全:堆肥処理・利用、臭気対策技術、畜舎污水处理技術)
- ② 耕種農家に対し適切な堆肥の利用等を指導する中央畜産技術研修会(畜産環境保全:耕畜連携堆肥利用促進)

表1 堆肥舎等建築コストガイドライン

(単位:千円/m²・m³)

区分		単位あたりの施設整備額	
		一般地域	特別地域
堆肥舎 (発酵舎含む)	500m ³ 未満	37	41
	500m ³ 以上	35	36
屋根掛け	500m ³ 未満	21	24
	500m ³ 以上	18	21
尿貯留施設	1,000m ³ 未満	30	30
	1,000m ³ 以上	25	25
スラリータンク	2,000m ³ 未満	20	20
	2,000m ³ 以上	17	17

注1:工事費には施設の設計費は含むが、機械類の費用は含まない。

注2:地域区分は以下のとおりとする。

一般地域:特別地域以外の地域

特別地域:以下のいずれかに該当する地域を言う。

- ① 豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域
- ② 離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法および奄美群島振興開発特別措置法ならびに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む)

4. 終わりに

環境規制の強化が懸念される等、畜産環境を巡る情勢は、依然厳しい状況にあります。一方、水田農業政策の見直しにより飼料用米等の生産拡大が見込まれることや、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度等により、家畜排せつ

物の利用をさらに拡大できる機会がまさに到来しているのではないのでしょうか。

この機会を最大限活用できるように、地域ごとに、または地域を越えて、関係者一体となって、十分に協議・検討して家畜排せつ物の利用を推進していくことが重要と考えます。